放送人権委員会決定 第68号 「命のビザ出生地特集に対する申立て」

一 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO] 放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)

「命のビザ出生地特集に対する申立て」に関する 委員会決定

— 見 解 —

申 立 人 特定非営利活動法人「杉原千畝命のビザ」(理事長 杉原 千弘) 杉原 千弘、杉原 まどか、平岡 洋

被申立人株式会社CBCテレビ

苦情の対象となった番組

『イッポウ』(月~金曜 午後4時50分~7時) 内 特集等

- 放送日 (1)2016年7月12日 第1回特集(14分1秒) 「"日本のシンドラー"のルーツ~杉原千畝の出生地は?」
 - (2)2016年8月8日 第2回特集(18分23秒) 「千畝はどこで生まれたの?千畝の手記の筆跡が違う?」
 - (3)2016年9月29日 第3回特集(13分59秒) 「八百津町議会に入れないCBCのカメラ」
 - (4)2016年11月4日 第4回特集(12分8秒)「岐阜県の内部資料を独占入手。書かれていた驚きの内容とは」
 - (5)2017年1月23日 第5回特集(13分44秒) 「ユネスコ本部にCBCのカメラが入った」
 - (6)2017年2月7日 第6回特集(13分39秒)「八百津町議会がCBC記者に意見を求める」
 - (7)2017年2月21日 独自中継(2分7秒) 「八百津町が手記2点の申請を取り下げ」
 - (8)2017年2月22日 ショート企画(3分3秒) 「八百津町がユネスコ申請書から『出生地、出身地』表記を削除」
 - (9)2017年3月31日 第7回特集(9分14秒) 「八百津町のよりどころ、千畝紹介本に複数の誤り」
 - (10) 2 0 1 7年6月16日 ショート企画(6分6秒) 「ついに議員からも『おかしい!』」

	決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
本	決定の構成
Ι	事案の内容と経緯 1. 放送の概要と申立ての経緯・・・・・・・・・・・5ページ 2. 論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
Π	委員会の判断 1. 委員会の判断の枠組み・・・・・・・・・・・・ 7 ページ
	 2. 名誉毀損について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(3)第3回以降の放送3.放送倫理上の問題について・・・・・・・・・・・・・・14ページ(1)申立人法人事務所の取り上げ方(2)申立人に対する取材のあり方
Ш	結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16ページ
IV	放送概要・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7ページ
V	申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・・・ 28ページ
VI	申立ての経緯及び審理経過・・・・・・・・・・・・31ページ

【決定の概要】

本件は、CBCテレビが、2016年7月12日から翌2017年6月16日にかけて報道番組『イッポウ』で放送した計10本の放送を申立ての対象とする事案である。第1回及び第2回の放送では、岐阜県八百津町が、杉原千畝の出生地が同町であるということを前提に千畝の手記などをユネスコの世界記憶遺産に登録申請していること、一方で、戸籍謄本の記載などからすると、千畝の出生地は八百津町ではなく岐阜県武儀郡上有知町(現在の美濃市)ではないかという疑問があることなどを示し、この疑問を残したままに八百津町が世界記憶遺産の申請をしていることに疑問を投げかけている。

また、杉原千畝の出生地に関する疑問が生じる理由の一つとして、世界記憶遺産の申請対象である千畝の手記の、原稿段階のメモ書きの中の出生地の記載が「武儀郡上有知町」から「加茂郡八百津町」に手書きで訂正されており、その訂正部分は千畝の筆跡とは異なると思われ、清書された手記ともう一つの手記についても、千畝の自筆ではない可能性が高いことを筆跡鑑定事務所の見解として伝えている。

申立人は、世界記憶遺産の申請対象である杉原千畝の二つの手記の原本を保管しているNPO法人とその理事長1名、副理事長2名で、10本の放送全体を通じて、副理事長2名が千畝の手記を偽造したこと、NPO法人や副理事長2名がこれら偽造文書をユネスコに提出したこと、NPO法人と理事長がこれら偽造文書を保管し、真正なものであると主張していることなどの内容が放送され、名誉を毀損されたとして、委員会に申し立てた。

委員会は、申立てを受けて審理し、本件の各放送は名誉毀損にあたらず、放送倫理 上の問題もないと判断した。ただし、後述の通り要望をすることにした。決定の概要 は以下の通りである。

委員会は、各放送が間隔を置いて不定期に放送されたものであることから、個々の 放送ごとに名誉毀損の有無等を判断する。

第1回の放送では、NPO法人が「手記の原本」の管理者として紹介され、記者がホームページにある事務所の住所を訪ねたが事務所はなく、その後NPO法人は、いま事務所は移転中だと答えた、という内容が放送される。

放送は、原稿段階のメモ書きの、出生地を訂正した部分が杉原千畝の自筆ではないのではないかという疑いを示すものの、NPO法人が「手記の原本」を「管理している」ということ以上に、NPO法人やその理事が「手記」の作成に関与したとか、世界記憶遺産の申請対象として「手記」を提出したという事実は示していないから、放送は申立人の社会的評価を低下させず、名誉を毀損しない。

第2回の放送では、記者が、副理事長2名に、原稿段階のメモ書きと世界記憶遺産

に申請した二つの手記の関係などを確認したのち、杉原千畝の出生地を八百津町であると考える根拠についてインタビューする場面が放送され、場面が変わって、筆跡鑑定事務所で、二つの手記が千畝の自筆でない可能性が高いとする鑑定人の意見が放送される。その後、副理事長らのインタビュー場面に戻り、「49枚の祖父が一生懸命晩年に書いたものですから」と語る、千畝の孫でもある副理事長のコメントなどが放送される。

放送の中には、NPO法人が世界記憶遺産の申請に協力していること、二つの手記をNPO法人が保管していることの他には、申立人とこれらの手記との関係を放送している部分はない。放送全体の流れからしても、放送は、杉原千畝の出生地に関する疑問とこれをめぐる八百津町の対応を問うものと視聴者には受けとめられ、手記の作成や使用に関する申立人の関与のあり方に対して、視聴者の関心が向くような流れにはなっていない。

したがって、第2回の放送は申立人の社会的評価を低下させるものではなく、名誉 毀損とはならない。

第3回以降の放送は、各手記と申立人との関係について触れるものはなく、いずれ も申立人に対する名誉毀損はない。

また、本件放送に放送倫理上の問題があるとは言えない。

ただし、二つの手記が杉原千畝の自筆によるものであるかどうかについて、筆跡鑑定事務所の意見などの具体的な疑問が存在し、鑑定事務所の意見と申立人のコメントを対比的に放送するのであれば、申立人に対して、端的にこれらの疑問点を伝えて、申立人の反論や説明を聞くことが望ましく、委員会は、今後の取材・報道にあたって、この点を参考にすることを要望する。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

CBCテレビは、第二次世界大戦中にナチス・ドイツの迫害から逃れた多くのユダヤ人を救った外交官・杉原千畝の手記等いわゆる「杉原リスト」を、岐阜県八百津町がユネスコ世界記憶遺産に登録申請したのに対して、千畝が「八百津町で出生」という通説に一部で疑念が生じているとして、2016年7月12日から2017年6月16日までに、報道番組『イッポウ』で10回にわたり特集等を放送した。

番組では、千畝の子供で唯一存命の四男・伸生氏(ベルギー在住)が取り寄せた戸籍謄本には、千畝が八百津町ではなく、「武儀郡上有知町」(現在の美濃市)で出生したと記載されていたことや、千畝の手記の下書きとされるメモ書き(「原稿段階のメモ書き」)を入手して調べると、出生地が「武儀郡上有知町」という記述が二重線で消されて、八百津町に書き直され、伸生氏は書き直された文字は「父の筆跡ではない」と話し、筆跡鑑定人もそれらの文字や清書した手記(「49枚の手記」)等の筆跡が「千畝のものと違う」と鑑定した等と放送した。

これらの放送に対し、申立人は2017年6月26日、CBCテレビに苦情申立書を送付。放送は申立人が同手記を偽造・行使したとの事実を摘示したもので、申立人の名誉毀損に当たると主張した。CBCテレビは、そのような事実の摘示はないとする回答書を送付した。

これを受けて、手記を管理しているNPO法人「杉原千畝命のビザ」及びその理事長である杉原千弘氏と、副理事長である杉原まどか氏及び平岡洋氏の3人が9月14日付で名誉毀損を訴える申立書を委員会に提出。番組は、手記は偽造文書であるとの印象を一般の視聴者に与え、杉原まどか氏及び平岡洋氏がそれの偽造者であるとの事実を摘示しており、申立人らの社会的評価を低下させたと訴え、番組内で手記はいずれも千畝が書いた真正なものである旨の訂正を読み上げるよう求めた。

申立人とCBCテレビは、委員会事務局の要請に応じて面会し、話し合いによる解決を模索したが、双方の主張は折り合わず、不調に終わった。

CBCテレビは2018年1月30日付で「経緯と見解」書面を提出。世界記憶遺産登録申請の活動の根幹となる「八百津町で出生」という通説が揺らいでいて、地元メディアの役割としてそれを再検証する必要があると考えて一連の報道を行ったと説明した。原稿段階のメモ書きの書き直された文字等は筆跡鑑定で、千畝とは別人の筆跡である可能性が高いという結果が出たが、手記が真正か偽造されたものかという判断には踏み込んでいないし、杉原まどか氏及び平岡洋氏が手記を偽造したという印象を一般の視聴者が抱くとは思えないと主張。したがって、訂正を放送する考えはない

と反論した。

また申立人は、第1回放送から10回にわたる放送は一貫して、杉原伸生氏の主張を起点・基軸にして、杉原千畝の出生地が八百津町ではなく、美濃市内であること及び手記が偽造文書であることを述べており、それぞれ切断して個々に評価の対象とせず、現在進行形の一つのドキュメンタリーと理解するのが妥当であるとしている。

一方CBCテレビは、申立人が訂正を求めている放送の内容は、2016年7月12日と同年8月8日のものであり、シリーズ全体でNPO法人「杉原千畝命のビザ」を取り上げたのも、この2回の放送に限られているとして、その筆跡鑑定を扱った放送から10ヶ月余が経過した翌年6月26日になって、突然、苦情申立書が届いたことに困惑していると述べた。

委員会は2018年2月20日の第255回委員会において、委員会運営規則第5条(苦情の取り扱い基準)に照らし、本件申立ては審理要件を満たしていると判断して、審理入りを決めた。

2. 論点

委員会が主な論点として取り上げたのは、以下の通りである。

- ○本件放送は、申立人に関係する事実をどのように視聴者に示しているか
 - ・本件放送は、「原稿段階のメモ書き」、ユネスコに提出された、「49枚の手記」 と「1枚の手記」のどの部分について、どのような問題があると示しているか
 - ・本件放送は、各手記の問題点について、各申立人がどのような関与をしている と示しているか
- ○申立人に関係する放送部分は、申立人の名誉を毀損するか
- ○申立人に関係する放送部分について、放送倫理上問題となる表現等はあるか

Ⅱ 委員会の判断

1. 委員会の判断の枠組み

本件申立ての対象は、CBCテレビが報道番組『イッポウ』で放送した、七つの特集、一つの中継、二つのショート企画の計10本の放送である。本決定では、これら10本の放送を総称して「本件放送」と言い、七つの各特集を放送順に「第1回」ないし「第7回」と言う。

申立人(以下、単に「申立人」と言うときは申立人全員を指し、「申立人法人」と言うときは申立人のうち「特定非営利活動法人杉原千畝命のビザ」を指し、申立人のうち理事長である杉原千弘氏、副理事長である杉原まどか氏及び平岡洋氏の各個人を指すときはそれぞれの申立人の氏名を記す)は、本件放送について、個々の放送を切り離して判断するのではなく、10本の放送全体として名誉毀損の成否を判断するべきであるとする。

しかし、各放送は、『イッポウ』という同じ報道番組の枠内での放送であるとはいえ、第1回の27日後に第2回が放送され、第2回の52日後に第3回が放送されているなど、間隔を置いて不定期に放送されたものであり、視聴者も全てを視聴しているとは限らない。したがって委員会は、個々の放送について、それぞれ人権侵害や放送倫理上の問題を検討することとした。

検討の順序については、放送によって申立人の権利が侵害されたか否かを判断するのが委員会の役割であり、各放送のうち申立て内容にかかわる場面で申立人が登場するのは、第1回と第2回の放送であることから、まず、この2回の放送を中心に名誉毀損の有無を判断し、その後、第3回以降の放送について、名誉毀損の有無を判断する。最後に放送倫理上の問題の有無を検討する。

2. 名誉毀損について

(1) 第1回の放送

① 第1回の放送内容の概略と申立人にかかわる放送部分

第1回は、2016年7月12日放送の「"日本のシンドラー"のルーツ~杉原千畝の出生地は?」と題した特集である。「特集です。命のビザで知られる外交官・杉原千畝の四男がいま、東海地方のゆかりの地を巡っています。今日はですね、千畝が通っていた名古屋市の小学校などで交流いたしました。しかし、千畝の出生地には大きな疑問を持っていると話しています」との男性キャスターの説明から始まる。

八百津町は、杉原千畝ゆかりの品々について、世界記憶遺産としての登録をユネスコに申請しており、町内いたるところに「杉原千畝生誕の地」というのぼりが立っていることを映像とともに説明する。その後、八百津町が杉原千畝生誕の地であることについては疑問があるとする千畝の四男・杉原伸生氏へのインタビューが流れる。

杉原伸生氏が語る杉原千畝の生前のエピソード、杉原伸生氏が設立したNPOでの同氏の活動などの紹介の後、同氏が千畝の戸籍を見たところ、本籍地については「八百津町」と書かれているものの、出生地については「岐阜県武儀郡上有知町890番戸で出生」と書かれており、この地名は、現在の美濃市にあたるものであるとする。さらに、旧上有知町のその住所地に現存する寺の住職のインタビューなどが続く。

放送の中頃で、杉原伸生氏が所有する杉原千畝の手記のコピーとされる書面の映像が流れる。この書面では、出生地について、もともとの本文には「杉原千畝は1900年(明治33年)1月1日に岐阜県武儀郡上有知町の一仏教寺内の借間であった税務官吏の家に生れた」と書かれているが、このうち「武儀郡上有知町の一仏教寺内の借間であった」の部分が二重の棒線で消され、欄外に「加茂郡八百津町の」と加筆する方法で訂正されている。そして、この訂正部分の「加茂郡八百津町の」の文字は「筆跡鑑定をするまでもなく、千畝の文字ではない、と伸生さんは言います。誰が、何の目的で、訂正したのでしょうか」とナレーションが流れる。

次に、八百津町長へのインタビューの場面となり、記者がこの書面を八百津町 長に示したところ、同町長はこの書面は見たことがなく、八百津町で生まれたと 最初から書かれている別の書面を見たことがあると回答する。

ここではじめて申立人法人が登場し、「町長によると、手記の原本については、 東京にあるNPO法人『杉原千畝命のビザ』が、しっかり管理しているとのこと。 そこで閲覧できないか、ホームページにある事務所の住所を訪ねましたが」、「そ こには事務所はありませんでした。その後NPOは私たちの取材に、いま事務所 は移転中だと答えました」とのナレーションと申立人法人事務所の住所付近を記 者が歩く映像が流れる。

次の場面では、杉原伸生氏が所有していた杉原千畝の戸籍謄本を記者が八百津 町長に示して出生地を現在の美濃市と思わなかったかと問うインタビューに切り 替わる。

第1回の放送中、申立人にかかわる放送は上記の、記者が申立人法人の事務所 住所を訪ねる部分のみである。

ところで、第1回では詳しい説明はなされていないが、第2回以降での説明に

もある通り、第1回でそのコピーの映像が登場する書面とは別に、杉原千畝が書いたとされる49枚からなる手記があり、ユネスコの世界記憶遺産に登録を申請したのは、後者の49枚の手記である(以下、「49枚の手記」と言う)。第1回で映像が登場する、千畝の出生地の「武儀郡上有知町の一仏教寺内の借間であった」の記載が線で消されて「加茂郡八百津町の」に訂正されている書面は、ユネスコへの申請対象となった49枚の手記の、下書きにあたるものとされる横書きの8枚のメモ(以下、「原稿段階のメモ書き」と言う)のコピーである。これ以外に、世界記憶遺産の申請対象の手記としては、第2回で登場する千畝が書いたとされる1枚の手記(以下、「1枚の手記」と言う)がある。申立人法人が原本を保管しているのは、49枚の手記と1枚の手記である。

② 第1回の放送内容は申立人の社会的評価を低下させるか

申立人は、本件放送が、ユネスコに対して世界記憶遺産としての登録を申請した49枚の手記と1枚の手記について、申立人杉原まどか氏らが偽造したものであり、申立人法人などがこれらの偽造文書をユネスコに提出し、その原本を保管して、真正なものであると主張している、という印象を与えるものであると主張する。なお、申立人は、申立人法人が保管している49枚の手記と1枚の手記に関する放送部分を問題にしているのであって、原稿段階のメモ書きに関する放送部分については問題にしていないとする。

ア まず、第1回で、放送が49枚の手記やその元となった原稿段階のメモ書き、 1枚の手記について、どのように伝えているかを検討すると、原稿段階のメモ 書きの出生地に関する部分を「加茂郡八百津町の」と訂正した文字について、 「筆跡鑑定をするまでもなく、千畝の文字ではない、と伸生さんは言います。 誰が、何の目的で、訂正したのでしょうか」とナレーションが説明しているこ と、戸籍の記載では上有知町が出生地となっていたことを放送していることか らすれば、放送は、疑いの程度はさておくとして、この訂正の文字が杉原千畝 の自筆ではないのではないかという疑いを提示している。しかし、49枚の手 記や1枚の手記については、これらを明示して、疑いを投げかけているもので はない。

イ 次に、放送は、申立人が「手記の原本」を「管理している」と放送している ものの、この「手記の原本」が何を指すものであるかは視聴者にとって明らか ではない。仮に、それが、放送で出生地について杉原千畝の自筆ではない訂正 が行われている疑いがあるとしてコピーが示された書面を指しているという印 象を与えるとしても、放送は、申立人法人がこれを「管理している」とするこ と以上に、申立人がその書面の作成に関与したとか、申立人がその書面を世界 記憶遺産の申請対象としてユネスコに提出したというようなことは示していない。「管理している」ということについても、申立人法人が、偽造ないし改ざんされた可能性があるということを認識しながら保管しているという説明はない。さらに言えば、偽造ないし改ざんされていることを認識しないままに手記として保管しているとしても、そのこと自体で申立人の社会的評価が直ちに低下するものではない。

ウ さらに、申立人は、男性キャスターの表情、しぐさ、ロ調が「デタラメな資料を申請して、一体何をやっているのやら、あきれた」という印象を与えるとするが、少なくとも申立人を批判、非難する印象を与えるものとは言えない。

以上により、委員会は、第1回の放送内容は、申立人の社会的評価を低下させるものではないと判断した。よって、第1回の放送内容は、申立人の名誉を毀損しない。

(2) 第2回の放送

① 第2回の放送内容の概略と申立人にかかわる放送部分

第2回は、2016年8月8日放送の「千畝はどこで生まれたの?千畝の手記の筆跡が違う?」と題した特集である。杉原千畝の戸籍謄本の出生地の記載は八百津町ではないことを示し、「歴史的には間違ったことですから、それは何とかしてもらわないと、歴史が間違った伝わり方しますね」と杉原伸生氏がコメントする。これに対して、みなさん(八百津町の)北山で生まれたと言っていますし、そういう風に聞いているのでそれを信じているという八百津町長の発言や、戸籍も見たうえで総合的に判断して八百津町で生まれたと判断しているという岐阜県知事の発言が続く。これに対して、戸籍は公文書であり、簡単にその内容を否定できないとする大学名誉教授のコメントが放送され、特に戸籍の出生地の記載をめぐって、千畝の出生地に関する八百津町や岐阜県の見解、これに疑問を呈する見解が交互に放送される。

次に、「千畝の出生地が訂正されているとの報道があったが、当該手記は原稿段階のものであり、随所に千畝本人による訂正が行われている。本町が、『世界記憶遺産』の申請記録物として提出した文書は、訂正後の完成した手記である。」との八百津町のホームページの記載を紹介したうえで、第1回の放送から4日後の7月16日、杉原千畝の資料の多くを管理している団体とされる申立人法人が指定する場所で申立人法人の関係者と面会できることになったという放送部分が始まる。記者が、申立人法人の事務所を訪問し、原稿段階のメモ書きのコピーを杉原千畝の孫でもある申立人杉原まどか氏に示し、「これがメモ書きです。おそらく千畝

さんご本人がお書きになりました。そして、これを消してこういうのを書きました、ってことでよろしいですね」と質問し、申立人杉原まどか氏は「はい」と答えている。また、「加茂郡八百津町と書き加えられていた手記は、八百津町も言っていた通り原稿段階のメモ書きだという説明です」とのナレーションが入る。

次に、「これがメモ書きを元に千畝が清書したという49枚の手記のコピー」とのナレーションとともに、世界記憶遺産の申請対象であり、申立人法人が原本を保管している49枚の手記のコピーの映像が流れる。また、八百津町が組織した「ユネスコ記憶遺産登録推進協議会」の委員長が、ビザ発給の経緯について記されているとする、同じく世界記憶遺産の申請対象であり、申立人法人が原本を保管している1枚の手記について紹介する様子が放送される。

続く申立人杉原まどか氏へのインタビュー場面で、同氏が、1985年発行の児童向け雑誌『6年の学習』の中に、杉原千畝へのインタビュー記事があり、その中で、千畝が八百津町で生まれたという記載があること、千畝の妻・幸子氏が、講演で千畝が八百津町で生まれたと話していることを挙げ、杉原千畝の出生地は八百津町であると考えている理由を説明している映像が放送される。

場面が変わり、記者が東京都内の筆跡鑑定事務所を訪れ、「驚くべきことが、千畝の手記から見えてきます」とのナレーションが流れる。筆跡鑑定事務所の鑑定人は、原稿段階のメモ書き、49枚の手記、1枚の手記と、杉原千畝の自筆で間違いないという手紙を比較し、49枚の手記と1枚の手記は本人の自筆ではない可能性が高い、原稿段階のメモ書きは本人の自筆である可能性があるが、出生地の訂正部分は本人の自筆ではないと結論付けており、「裁判所からの鑑定書だったら、『完全に違う』と言う」と語る鑑定人の映像を流している。

最後に、申立人杉原まどか氏へのインタビュー場面に戻り、同氏の「49枚の祖父が一生懸命晩年に書いたものですから」とのコメントと、申立人平岡洋氏の「これが世界の記憶になりましたら、八百津町のアーカイブズとしてウェブサイトでは全文公開していくことになります」とのコメントが流れ、「岐阜県のバックアップを受け、おらが町の『杉原ブランド』は『世界の記憶』として更に輝きを増すことになるのでしょうか?」とのナレーションで終了する。

② 第2回の放送内容は申立人の社会的評価を低下させるか

第2回のうち、申立人に関して、放送は、申立人法人や申立人杉原まどか氏、 申立人平岡洋氏が、49枚の手記や、『6年の学習』の杉原千畝に対するインタビュー記事、千畝の妻の講演での発言を根拠に、千畝の出生地が八百津町であると 考えていることを示している。その前提として、49枚の手記や1枚の手記は千 畝が自ら書いたものであると考えていること、これらの手記を申立人法人が保管 していることを示している。

その後、放送は、筆跡鑑定事務所の意見に基づいて、49枚の手記、1枚の手記はいずれも杉原千畝の自筆ではない可能性が高く、また、原稿段階のメモ書きの出生地を八百津町と訂正した部分も千畝の自筆ではない可能性が高いことを示している。このように、申立人杉原まどか氏のコメントが前提としていた49枚の手記と1枚の手記が千畝の自筆であるという点について、筆跡鑑定事務所の場面は、千畝の自筆ではない、という反対の事実を投げかけていることとなる。そして、放送は、再度、申立人杉原まどか氏の「49枚の祖父が一生懸命晩年に書いたものですから」とのコメント、申立人平岡洋氏の「これが世界の記憶になりましたら、八百津町のアーカイブズとしてウェブサイトでは全文公開していくことになります」とのコメントを放送し、49枚の手記と1枚の手記についての筆跡鑑定事務所と申立人の説明との食い違いを示している。

そこで、特に、申立人と49枚の手記、1枚の手記とのかかわりについて放送が示す内容が申立人の社会的評価を低下させたかどうかを検討すると、以下の通りである。

ア インタビューでのやりとりでは、原稿段階のメモ書きを清書したものが49 枚の手記であるという両者の関係を確認したうえで、申立人が八百津町を杉原 千畝の出生地と考えている理由についてのインタビューが続いている。インタ ビューの中心テーマは、申立人が、千畝の出生地を八百津町であると考える根 拠にあり、根拠の中の一つとして49枚の手記が挙げられるという位置付けに なっている。

このような形で、49枚の手記と1枚の手記が登場するものの、これらの手記を申立人法人が保管していることの他には、申立人と49枚の手記、1枚の手記はどのようなかかわり合いがあるかについて、放送は触れていない。

イ 申立人は、放送が申立人杉原まどか氏及び申立人平岡洋氏が上記二つの手記を偽造したという事実を摘示した、と主張するが、インタビューでは、申立人 杉原まどか氏と申立人平岡洋氏が49枚の手記や1枚の手記の作成に関与した かということを質問しておらず、他の部分でもその問題に触れる放送部分はない。

また、申立人は、放送が申立人法人や申立人杉原千弘氏が49枚の手記や1 枚の手記について杉原千畝の自筆ではないことを認識しながら保管し、真正な ものであると主張しているという事実を摘示したとするが、インタビューでは 偽造であるかどうかの認識に触れる質問は放送されておらず、その他に、この 点に触れる放送部分もない。

さらに、申立人は、放送が申立人杉原まどか氏、申立人平岡洋氏、申立人法

人が偽造文書である49枚の手記と1枚の手記をユネスコに対して提出したという事実を摘示しているとするが、世界記憶遺産の申請は八百津町が行ったものであり、放送もその通りに説明している。放送の中頃で、杉原千畝の資料の多くを管理しているのが申立人法人であり、申立人法人が八百津町の世界記憶遺産登録に全面的に協力しているとのナレーションがあるが、それ以上に、申立人法人や申立人杉原まどか氏らが上記各手記を偽造であると認識したうえで世界記憶遺産登録に協力していることをうかがわせる事情について触れてはおらず、インタビューでもこれに関する質問はされていない。

ウ また、放送全体の流れからすると、放送は、CBCテレビが主張する通り、 杉原千畝の出生地に関する疑問とこれをめぐる八百津町の対応について疑問を 投げかけるものと視聴者には受けとめられる。その疑問が生じる根拠として、 戸籍の記載が挙げられるなどしている中で、根拠の一つとして49枚の手記や 1枚の手記の作成に関する疑問が示されているが、これらの手記の作成や使用 に関する申立人の関与のあり方に対して、視聴者の関心が向くような流れには なっていない。

以上を総合的に考慮すれば、申立人が主張する、①申立人杉原まどか氏及び申立人平岡洋氏が49枚の手記と1枚の手記を偽造し、②申立人杉原まどか氏、申立人平岡洋氏及び申立人法人がこれら偽造文書をユネスコに提出し、③申立人法人及び申立人杉原千弘氏がこれら偽造文書を保管し、真正なものであると主張している、との事実を放送が示しているとは言えない。

なお、申立人は、筆跡鑑定事務所の場面で、同事務所の「裁判所・検察庁・警察署(民事・刑事対応鑑定書)」という入口のプレートを映したり、「驚くべきことが、千畝の手記から見えてきます」とのナレーションを入れたり、「カチーン」という効果音を入れて、一般視聴者の興味を引き、申立人が何らかの不正などにかかわっているかのような印象を与えているとする。確かにこれらの手法は視聴者の一定の興味を引き、49枚の手記と1枚の手記に対する疑念を暗示する効果を持つものではある。しかし、49枚の手記や1枚の手記に対する疑念と申立人との関係を暗示するものではなく、放送の流れからは、むしろ八百津町の対応が批判されているのであって、このような効果・編集が申立人の社会的評価の低下につながっているものとは言えない。

よって、第2回の放送内容は、申立人の社会的評価を低下させるものではなく、 申立人の名誉を毀損しない。

(3) 第3回以降の放送

第3回以降の放送は、戸籍謄本の記載が八百津町を出生地としていないこと、原稿段階のメモ書きの出生地の訂正部分、49枚の手記、1枚の手記がいずれも杉原千畝の自筆によるものではない可能性が高いと筆跡鑑定事務所の鑑定人が述べていることを示しながら、その一方で、八百津町が、千畝の出生地を八百津町であるとして、49枚の手記と1枚の手記を世界記憶遺産に登録申請をしていることを繰り返し放送している。また、2017年2月に八百津町が49枚の手記と1枚の手記を申請対象から外したことなどを放送している。

しかし、この中で、申立人杉原まどか氏や申立人平岡洋氏が49枚の手記と1枚の手記についてコメントした部分は放送されておらず、申立人について、これら書面の作成や、登録申請に関与したかどうか、また、申立人法人がこれらの書面を保管していることなどについての言及はない。申立人は、第7回放送(2017年3月31日)での男性キャスターの表情、しぐさも、申立人が各手記を偽造・改ざんしているという印象を与えると主張するが、第7回にもこれら書面と申立人との関係を指摘した部分はないので、そのような印象を与えるものとは言えない。

したがって、第3回以降のいずれの放送も申立人の社会的評価を低下させるものではなく、申立人の名誉を毀損するものではないと判断する。

3. 放送倫理上の問題について

(1) 申立人法人事務所の取り上げ方

申立人は、第1回の放送で、記者が申立人法人のホームページにある事務所の住所付近を訪ねた場面は、申立人法人が実体のない怪しい団体であるかのような悪印象を与えるとして、問題を指摘している。第1回の放送について、委員会は、49枚の手記や1枚の手記にまつわる疑問について申立人との関係を明示していないことなどから、申立人に対する名誉毀損は成立しないと判断した。上記の場面はその判断に影響を与えるものではない。以下、放送倫理の観点から申立人の主張を検討する。

ホームページ上の住所に事務所がなかったことをあえて放送することは、申立人法人の事務所がその住所に実在したかどうかについて、視聴者に疑問を提示するものではあるが、事実を偽って放送しているものではないこと、記者の訪問時に、申立人法人の郵便受けの状況や周辺の聞き取りからは申立人法人が活動していることを確認できなかったとCBCテレビが判断したこと、他方で事務所は移転中であるという申立人法人の説明も放送していることなどからすると、この放送部分に放送倫理上の問題があるとまでは言えないと委員会は判断する。ただし、申立人側から

見て、事前のアポイントメントなく取材され、事務所が移転中であるということを 一方的に放送した内容で、申立人法人に対する悪印象を与えるものだったとする申 立人の受け止めには十分理由があるという意見が複数あったことを付記する。

(2) 申立人に対する取材のあり方

第2回の放送に向けての取材の過程で、CBCテレビの記者は、筆跡鑑定を行った筆跡鑑定事務所を訪れてから申立人法人を訪れている。したがって、CBCテレビは、申立人杉原まどか氏及び申立人平岡洋氏に対するインタビューの時点では、すでに出生地を八百津町と記した49枚の手記が杉原千畝の自筆ではないのではないかという強い疑いを持っていたはずである。

しかし、CBCテレビは、インタビューの時点では、筆跡鑑定事務所の見解について触れず、原稿段階のメモ書き、49枚の手記と1枚の手記の関係などについて質問を行い、これに対して申立人杉原まどか氏は、杉原千畝の生前のエピソードなどを交えて千畝がこれらの手記を自ら書いている様子などを説明した。

放送では、申立人法人事務所でのインタビューの場面の後、49枚の手記と1枚の手記が杉原千畝の自筆ではない可能性が高いという筆跡鑑定事務所の見解を放送し、この見解に対比する形で、再度、申立人杉原まどか氏の「49枚の祖父が一生懸命晩年に書いたものですから」とのコメントを放送している。

この点、本件放送の意図は、杉原千畝の出生地をめぐる疑問を示し、これにかかわる八百津町の対応に疑問を投げかけるものであり、視聴者は、この放送部分もその流れの中で見ているから、この放送部分が申立人法人や申立人杉原まどか氏の社会的評価に直ちにかかわるものではない。また、筆跡鑑定事務所の見解と申立人杉原まどか氏のコメントをどのような順番でどのように編集するか、申立人杉原まどか氏のコメントのどの部分を放送するかも原則としてCBCテレビの裁量にかかわるものである。したがって、この放送部分に放送倫理上の問題があるとは言えない。

しかし、筆跡鑑定事務所の見解と申立人杉原まどか氏のコメントを対比的に放送するのであれば、取材に対して真摯に対応した杉原まどか氏に対して、インタビュー時点ないしはその後に、筆跡鑑定事務所の見解を伝え、この点の疑問を正面から問うことが望ましかった。また、申立人法人が原本を保管する49枚の手記に八百津町が出生地と書かれていることが、八百津町が世界記憶遺産の登録申請に取り組んできた大きな根拠なのだから、それが自筆か自筆ではないのかということは本件放送のテーマの根幹に関わる重要な点であり、事実の解明という点からも前記の疑問を正面から問うことが望ましかった。

委員会は、今後の取材・報道にあたって、この点を参考にすることをCBCテレビに要望する。

Ⅲ 結論

以上の通り、委員会は、本件の各放送は、申立人の社会的評価を低下させるものではなく、名誉毀損はないと判断した。

また、放送倫理上の問題があるとは言えないと判断した。

ただし、CBCテレビは、申立人に対して、前項の3の(2)に述べたような対応をすることが望ましかった。委員会は、CBCテレビに対し、今後の取材・報道にあたって、この点を参考にすることを要望する。

IV 放送概要

被申立人が提出した同録DVD等によると、本件放送のうち第1回と第2回の放送 概要は以下の通りである。

2016年7月12日放送

第1回特集「"日本のシンドラー"のルーツ~杉原千畝の出生地は?」

		ントノーのルーノ〜杉原丁戦の山土地は・」
場面	登場人物	概要(映像・音声等)
スタジオ	男性キャスター	特集です。命のビザで知られる外交官・杉原千畝の四男が
オープ。ニンク゛		いま、東海地方のゆかりの地を巡っています。
		今日はですね、千畝が通っていた名古屋市の小学校などで交流いたし
		ました。
本編VTR	ナレーション	しかし、千畝の出生地には大きな疑問を持っていると話しています。 岐阜県八百津町。
平編 V I K	(以下N)	
		この町は杉原丁畝「宝融の地」と言われています。 いま世界記憶遺産の登録を目指す町として、知名度もさらに上昇中で
		す。
		7 0
	原記者	八百津町内を歩くと、至るところに
	レポート	「杉原千畝生誕の地」というアピールがあります。
		世界記憶遺産登録を目指す意気込みを強く感じます。
	N	しかし…
	杉原伸生氏	先祖からずっと書いてある戸籍が見つかりまして…
	インタビュー	
	N	 いま「千畝の戸籍謄本には疑問がある」という声が
	IN .	実の息子から上がっています。
		「出生地の表記が八百津町ではない」と言うのです。
		Hara Allew Allew Allew Grand Carlot and Carl
	金子政則	これでどうこうって事を聞かれても特にコメントはありませんけど
	八百津町長	も、はぁ。
	インタビュー	
	N	八百津町長も「こんな時に」と困惑。杉原千畝・出生地はいずこ。
		タイトル
		<u>[2 1 177]</u> 『"日本のシンドラー"のルーツ〜杉原千畝の出生地は?〜』
		杉原千畝は第二次大戦中、リトアニアに外交官として赴任。
		ナチス・ドイツの迫害から逃れてきたユダヤ人難民らおよそ6000
		人の命を救うため、日本政府の命令に背き、日本通過ビザを発給。
		後にその人道的行為は世界中で称賛され
		"日本のシンドラー"と呼ばれているのは有名な話。
		今月31日には没後30年を迎えます。
	11.11	
	伸生氏	(父は)外交官をしてたとは言っていましたけれども、

人を助けたとかビザを出したとか、そういうことはしゃべらなかった ですね。 Ν こう話す男性は、千畝の四男の杉原伸生さん67歳です。 [字幕] "日本のシンドラー" イスラエルには彼の名前を冠した道があ イスラエルの 現地ニュース ります 先月、ユダヤ人が多く暮らすイスラエル北部のネタニヤ市で Ν 没後30年の記念事業として「スギハラ通り」の命名式がありました。 伸生さんも招待されました。 千畝の子どもは、伸生さん以外全員亡くなっています。 伸生さんは現在、ベルギー在住で、「NPO Sugihara」を設立。 代表を務めています。 千畝の行動や意志を正しく伝えたいと、 これまでホロコースト生存者との交流や、中東とヨーロッパの難民援 助など海外での活動を中心に行ってきました。 教泉寺住職 こんにちは。 伸生氏 こんにちは、杉原です。 その伸生さんが今月、日本に一時帰国、千畝ゆかりの地を巡っていま Ν ここ岐阜県美濃市の寺を訪ねたのは初めてです。 伸生氏 最近戸籍、「原戸籍」と言うんですか、 インタビュー 先祖からずっと書いてある戸籍が見つかりまして、 おかしいな?これどこかな?と思って調べてましたら、 美濃市なんですね…現在の。 戸籍謄本にある千畝の本籍は、確かに八百津町ですが、よく見ると Ν 「岐阜県武儀郡上有知町890番戸で出生」と 書かれていたので驚いたと言います。 そこで伸生さんが美濃市に問い合わせたところ 今年5月、次のように回答がありました。 元武儀郡上有知町890番戸の現住所は、美濃市2625-1-1 美濃市担当者 (アテレコ) 通称 東市場町 浄土真宗本願寺派の教泉寺です。 この事実を美濃市から聞いた教泉寺は… Ν 教泉寺住職 ただ ただ びっくりしました、はい。 インタビュー (美濃市の)総務部長さんですかね、のほうから 「どうもここが、その杉原さんの出生の地ではないか」という… 住職はさらに「寺の裏に千畝の父親が勤務する税務署があったよう Ν だ」と美濃市から報告があったと言います。 教泉寺住職 ここに昔あったんです、税務署が。 昔このお寺はですね、貸しとったんですね、部屋を貸しとったんです。

ですから杉原さんも、ここに(寺の裏に)税務署がありましてね、 それにお父さんが勤めてみえましたので、そういう関係で ここに間借りされとって、お寺のほうでね、間借りされとって、 ここでお生まれになった。ではないかと… Ν そして偶然にも教泉寺のある東市場町から およそ300メートルのところに千畝町があります。 全国探しても「千畝」という地名は美濃市にしかありません。 一方八百津町は、教泉寺からおよそ20キロ離れています。 では、今回の件を美濃市はどう受け止めているのか。 戸籍に書いてあるってことであれば、その通りじゃないかと思います 美濃市総務部長 インタビュー けれども、 色んな説があるので、我々もちょっと何とも言えないんですけども… 当の息子四男・伸生さんもこれまで Ν 「父は八百津町生まれと思ってきた」と言いますが。 歴史的には間違ったことですから、 伸生氏 インタビュー それは何とかしてもらわないと、 これから10年、20年、100年たっても、そういうこと言われて いたら歴史が間違った伝わり方しますね。 どうしてこんなことになっちゃったんですかね?出生地が八百津町 原記者 という。 そうですね、小さな町ですから、何か観光地にとしようとして 伸生氏 動いた人たちがいるんじゃないですか? 八百津町はこれまで杉原千畝を一生懸命PRしてきました。 Ν 杉原千畝 実家跡 今年3月には千畝の本籍地に、この看板を設置。 略歴には「八百津町で生まれる」となっています。 また、町内の高台には、24年前の1992年、 千畝の功績を称える「人道の丘公園」がオープン。 命名したのは当時の岐阜県知事でした。 1時間おきに音楽が流れてくるシンボル・モニュメントは 1億5000万円を投入して完成。 更に2000年には公園の隣に「記念館」も開館。 千畝に関する様々な資料を展示しています。 八百津町はいま千畝が発給したビザの記録や手記など 「杉原リスト」と呼ばれるいくつかの資料を 来年の「世界記憶遺産」正式登録に向けて、ユネスコ本部に申請中で 記念館でも、千畝は八百津町生まれと伝えています。 八百津町民 ぜひとも(世界記憶遺産に)なってほしいですね。それも町民の願い インタビュー です。 (2名)

もしそうなった場合は、賑わうでしょうね、八百津も。 Ν 高まる町民の期待、しかし出生地は八百津町でいいのか。 日本の文科省のユネスコ国内委員会ですか、 伸生氏 そこには出生地の疑問を問いかけています。 世界記憶遺産登録へ向けての八百津町の申請を、まず国内選考したの Ν 文部科学省内にある「日本ユネスコ国内委員会」です。 日本ユネスコ国内委員会はСВСの取材に対して、 原記者 八百津町からは生誕地が八百津町の可能性が高いと聞いている、と答 えました。 これは伸生さんが所有する千畝の手記のコピーです。 Ν そこには「杉原千畝は1900年1月1日に 岐阜県加茂郡八百津町の税務官吏の家に生れた」と書かれています。 しかし、線で消されている部分には 「武儀郡上有知町の一仏教寺内の借間であった税務官吏の家に生れ た」 と書かれていました。 戸籍謄本の出生地と一致した消された住所・上有知町。 加えて千畝は寺で生まれたと書いていました。 教泉寺住職 戸籍のほうが出ましたので、八百津町が一生懸命やられるのは良いん ですよ、 ただ事実だけはね、やっぱり確認して頂きたいという… Ν また手記のコピーに書かれた「八百津町」の文字は 筆跡鑑定をするまでもなく、千畝の文字ではない、と伸生さんは言い ます。 誰が、何の目的で、訂正したのでしょうか? 私たちは八百津町長にも見てもらいました。 原記者 (手記を)ご覧になったことってあります? 金子町長 見たことないですね。縦(書き)のものは見ました、町長になってか インタビュー ら。 それに八百津町の、そこで生まれたと本人が書いたものを見ました 町長によると、手記の原本については、東京にある Ν NPO法人「杉原千畝命のビザ」が、しっかり管理しているとのこと。 そこで閲覧できないか、ホームページにある事務所の住所を訪ねまし たが… そこには事務所はありませんでした。

その後NPOは私たちの取材に、いま事務所は移転中だと答えまし

		た。
		では最後に千畝の戸籍謄本を、八百津町長にも見てもらうことに。
	原記者	これ(戸籍)はご覧になったことはありますか?
	金子町長	これはありますね、あるというか…あの…
	原記者	あれ"美濃市"かな?という風に思われたりは?
	金子町長	全然思いませんでした、僕は。こうやって書いてあるから八百津町ではなくここ(美濃市)ですよ、ということをおっしゃってるんですか?私はあくまでも、みなさんそう言ってみえますし、(八百津町の)北山で生まれたってことを。僕はそういう風に聞いてますので、それを信じてずっとやってきている。 八百津町の子どもたちも、みんなそういうことで勉強もしてますし、今こうやっておっしゃられても、ちょっと混乱しちゃいますね、なんか。
	N	八百津町は「杉原千畝ゆかりの地」であることには間違いありません。 息子・伸生さんも世界記憶遺産登録となると 大変喜ばしいことだと話します。 ただ、家族の疑問に向き合う時が来ています。
スタジオ	男性キャスター	千畝の関係資料の世界記憶遺産の登録には、 国内外の多くの人たちが期待しています。 ユネスコ本部に正しいことが、正しく伝えられていることを願うばか りです。

2016年8月8日放送

第2回特集「千畝はどこで生まれたの?千畝の手記の筆跡が違う?」

場面	登場人物	概要(映像・音声等)
スタジオ オープニング	男性キャスター	先月お伝えした命のビザで知られる外交官・杉原千畝の出生地に関して、実の息子から上がっている疑問の声についてです。
	女性キャスター	今回、岐阜県八百津町が出生地として間違いないという根拠を示しました。
本編VTR		7月17日~西洋美術館が世界遺産決定の映像台東区の歓喜の瞬間「やった~」
	ナレーション (以下N)	先月、喜び爆発の東京・台東区の関係者たち。 地元の国立西洋美術館本館を含むル・コルビュジエの建築作品が ユネスコの世界文化遺産に選ばれたからです。
		突然賑わい出す美術館。 「世界遺産」の持つブランド力は、はかりしれません。

一方、人口およそ1万1500人の岐阜県八百津町。 この町も、世界遺産登録を心待ちにしています。

「命のビザ」で知られる外交官・杉原千畝の「生誕地」として、 千畝が第二次大戦中に、ユダヤ人に大量発給した日本通過ビザや手記 を「杉原リスト」と称して『世界記憶遺産』に登録しようと ユネスコに申請中です。

現在、国内審査を通過し、パリのユネスコ本部が検討中。 目指すは杉原ブランドによる「おらが町の世界遺産」獲得。 ところが、先月…

杉原伸生氏 インタビュー (今年7月)

伸生氏

最近戸籍、「原戸籍」と言うんですか、 先祖からずっと書いてある戸籍が見つかりまして、 おかしいな?これどこかな?と思って調べてましたら、 美濃市なんですね…現在の。

N 今はベルギーに住む千畝の四男・伸生さんが、

「父は八百津町生まれではないのでは?」と疑問を投げかけたのです。

日本の文科省のユネスコ国内委員会ですか、そこには出生地の疑問を問いかけています。

N これが、千畝の戸籍謄本です。

本籍は、確かに岐阜県八百津町ですが、問題はこの箇所。「武儀郡上有知町890番戸で出生」と書かれてあります。

そこは今の岐阜県美濃市。

伸生さんの問い合わせを受けた美濃市が、住所を調べると、 市内にある「教泉寺」の場所と一致しました。

教泉寺住職 インタビュー ただただびっくりしました、はい。

(美濃市の)総務部長さんですかね、のほうから

「どうもここが、その杉原さんの出生の地ではないか」という…

N さらに、伸生さんが所有する「千畝が書いたという手記」のコピー。 そこには戸籍通り、「武儀郡上有知町の税務官吏の家に生れた」と 書かれてある部分を棒線で消し、

> 「1900年1月1日に岐阜県加茂郡八百津町の税務官吏の家に生 れた」

と書き直されてありました。

戸籍の出生地と一致した「上有知町」の文字。

伸生氏 歴史的には間違ったことですから、

それは何とかしてもらわないと、 歴史が間違った伝わり方しますね。

N 戸籍謄本は国民の出自を示す唯一の公的な書類。

それなのに八百津町はなぜ、自分たちの町こそ出生地だと言えるのか?

22

原記者

消されたところ…

金子政則 八百津町長 インタビュー 何ですか、それ?

原記者

これ(戸籍)はご覧になったことはありますか?

金子町長

これはありますね、あるというか…あの…

原記者

あれ"美濃市"かな?という風に思われたりは?

金子町長

全然思いませんでした、僕は。

私はあくまでも、みなさんそう言ってみえますし、

(八百津町の) 北山で生まれたってことを。

僕はそういう風に聞いてますので、それを信じてずっとやってきてい

る。

八百津町の子どもたちも、みんなそういうことで勉強もしてますし、 今こうやっておっしゃられても、ちょっと混乱しちゃいますね、なん

か。

Ν

町では、千畝が母親の実家・八百津町北山地区で生まれたと伝えてき

ました。

この手紙は、73歳の時、モスクワで暮らしていた千畝が、

日本にいる弟・乙羽(おとわ)に宛てたもの。

そこには八百津町の北山について、こう書かれてあります。

千畝の声 (アテレコ) 北山についても沢山の思い出がある、母の里だもの。

Ν

手紙から読み取れるのは、千畝にとって八百津とは

「母親の出身地」だということです。

先月31日。千畝の没後30年の催しに出席した岐阜県の古田知事。 会場となった『杉原千畝記念館』は去年、県の予算もつぎ込みリニュ

ーアル、

八百津町を全面的にバックアップしてきました。

知事に千畝の出生地について聞くと…

原記者

(ユネスコに)申請通り八百津町で生まれたと?

古田肇 岐阜県知事 インタビュー もちろんそうです。だからこそ申請しているわけですから。

原記者

戸籍はご覧にはなられました?

古田知事

見ました。

原記者

戸籍をご覧になられた上でのお考えというのは?

古田知事 それはもう、ご遺族の話、過去の経緯、もろもろの手記、杉原さんの ドキュメント、全部を総合してそういう風に判断しております。 地元行政のトップ2人が、いずれも「当時の戸籍は信頼できないもの Ν だった」という立場をとっています。 そもそも戸籍とはどういうものなのか、戸籍制度に詳しい研究者に聞 < } ... 石川一三夫 こういう戸籍簿といいますのは、 中京大学 単なる個人のメモとか日記ではありませんよね。 名誉教授 法律によって定められた公文書です。 一般論として「管理がずさんであった」とか 「うちのひいおじいさんらの時代は、そういう時代だったんだよ」 と言う人はいます。 しかし、公文書を単にそれだけの理由で否定するって それは出来ないでしょうね。 上有知町の人ということになりますね。 Ν 日本の戸籍は明治31年、法律の改正によって父母の名前や出生地な どを明記するように定められました。千畝が生まれたのはその2年 税務官吏という国家公務員の立場だった千畝の父親が、 果たして出生地をいい加減に書くのか、という疑問も生まれます。 それでも戸籍の表記通りではないという理由は、いったい何なのか? 千畝の資料の多くを管理しているのは、 「杉原千畝命のビザ」という東京のNPO団体。 八百津町の世界記憶遺産登録に全面的に協力しています。 CBC番組イッポウ 第一回の放送 (7月12日放送のインサートV TR) 男性キャスター 千畝の出生地には大きな疑問を持っていると話しています。 Ν 出生地は八百津町なのか?その疑問を、先月12日の放送で伝える と、3日後、八百津町はホームページで放送内容を否定。 八百津町の 千畝の出生地が訂正されているとの報道があったが、 担当者 当該手記は原稿段階のものであり、 (アテレコ) 随所に千畝本人による訂正が行われている。 (7月15日) 本町が、「世界記憶遺産」の申請記録物として提出した文書は、 訂正後の完成した手記である。 その翌日、私たちは、NPOが指定する場所で面会できることに。 Ν 「今回の件について説明したい」と言います。(7月16日 東京) 大園記者 こんにちは。CBCの大園です。 NPOの副理事長の2人。 Ν そして、登録申請に際して、八百津町が組織した「推進協議会」の委 員長。

提示されたのは、八百津町を出生地とする根拠と、 ユネスコに提出した手記についてです。 大園記者 これがメモ書きです。おそらく千畝さんご本人がお書きになりまし そして、これを消してこういうのを書きました。 ってことでよろしいですね。 NPOはい。 杉原まどか 副理事長 Ν 加茂郡八百津町と書き加えられていた手記は、 八百津町も言っていた通り原稿段階のメモ書きだという説明です。そ して… これがメモ書きを元に千畝が清書したという49枚の手記のコピー。 原本は金庫に保管中です。 そこには、「八百津町の名古屋税務監督局の官吏の家に生れた」と 書かれてあります。これがユネスコ本部で検討されているのです。 「杉原リスト」 もう一つ、1枚の手記がございます。 ユネスコ記憶遺産 | 千畝が大決断をして、ビザを出したということが 非常に赤裸々に短く1ページに書いてあるもの。 登録推進協議会 • 林原行雄委員長 ビザを独断で発給したいきさつを書いた縦書きの手記も Ν 申請していることがわかりました。 そして、八百津生まれとする根拠の2つ目は… この資料がまずあるんですけれども、これがね1985年に出た『学 まどか副理事長 習』。 大園記者 これが大きな論拠の一つであるという? 本人が答えたよ、っていうことなんですか? はい、そうですね。 まどか副理事長 1985年発行の児童向け雑誌『6年の学習』に掲載された、ある読 Ν 千畝へのインタビューというこの文章の中で、 千畝が「岐阜県の八百津という所で生まれた」と記されているのです。 さらに… 講演会で祖母・幸子(ゆきこ)が話しているんですけどね。 まどか副理事長 根拠の3つ目。それは千畝の妻・幸子さんが、 1997年に八百津町で講演したときの発言内容です。 私は八百津の者ではないんですけど、主人が八百津で生まれまして 幸子氏 (アテレコ) 育ちましたものですから、大変ご縁の深いところでございます。

以上が、NPOと八百津町側が示した千畝の出生地についての根拠で Ν す。 林原委員長 おそらくお母様かお父様から言われていたんでしょうね。 「おまえは八百津町で生まれたんだ」と。 なぜ戸籍がそう(美濃市に)なってるのか、理由ははっきり分かりま せん。 あくまでも想像です。間違えたのかもしれない。 NPOいずれにしても100パーセントの検証のしようがないという。 平岡洋 明治33年のことですから、存命の方は当然いらっしゃいませんし。 副理事長 Ν 当事者も、想像であり、検証はできないというこの事柄。 東京・豊島区 東京筆跡印鑑鑑定所 私たちは、さらに踏み込んで調べることにしました。 大園記者 こんにちは。 Ν 訪ねたのは、東京筆跡印鑑鑑定所。 全国の裁判所から証拠作成の選任依頼を受けている鑑定事務所です。 驚くべきことが、千畝の手記から見えてきます。 鑑定人 違いますね、明らかに。 大園記者 これが、ご本人が書いた手紙です。 鑑定人 ご本人が書いた手紙ね。 私たちがそもそも疑問に思ったのは、「メモ書き」でわざわざ出生地 Ν の部分を棒線で消し、「八百津町」と書き加えていたことです。 そこで今回、この「メモ書き」とNPOがユネスコに「申請した手記」、 そして本物の「手紙」。その筆跡を比べることにしたのです。 八百津町側の見解通り、すべて千畝が書いたのであれば、 筆跡に違いは無いはずです。 まず調べたのは、書き加えがあった「メモ書き」にある2つの「町」。 そして、ユネスコに「申請した手記」の「町」。この3つです。 鑑定人ら これとこれは違いますよね~こっちとも違いますね~これとも違う ということは、すべて違うということです。 つまり、「メモ書き」に書き加えていた「八百津町」の文字は、 Ν 千畝とは違う人物のもの。 そして、なぜか「メモ書き」と、「申請した手記」は書いた人が違う。 次は、名前で「メモ書き」と「申請した手記」を比べます。 これが清書したものですね。上が清書前のものですね。 大園記者 鑑定人 「杉」の字、例えばここ、第四画目が左に入っている、 こちらは四画目が無いんですよ。それから「杉」の三本の線、 これ2本目、3本目繋がって長い。これは全部きちんと分けて書いて いる。

	N	明らかに筆跡が違う二つの文書。 そこで、「メモ書き」と、100パーセント本人が書いた「手紙」の、 「畝」の字を比べると…
	鑑定人	ここですね、久しいは、一筆で全部書かれている、 等々の形状が非常に良く似ている。 ただ、こちら (手紙) のほうが勢いよく書いてますので、崩れている。
	大園記者	年齢がこっちからこっちへ重ねられているっていう…
	鑑定人	そうですね数年経てば、こうなって全然、高齢の方でしたらおかしく ない。
	N	年齢による筆跡の変化を考えれば、 「メモ書き」と「手紙」は同一人物。よって…
	大園記者	文書A (原稿段階のメモ) は杉原千畝が書いたという可能性が?
	鑑定人	高い。
	N	ただし、書き加えた「八百津町」の文字は、千畝以外の誰か。 そして、千畝ではない人物が清書した手記が、ユネスコに申請されて いる。
		さらに、縦書きの1枚の手記も、 千畝の文字ではない可能性が極めて高いという結果が出ました。
	鑑定人	裁判所からの鑑定書だったら、「完全に違う」と言う
	N	八百津町は走り続けます。
	まどか副理事長	49枚の祖父が一生懸命晩年に書いたものですから。
	平岡副理事長	これが世界の記憶になりましたら、八百津町のアーカイブズとして ウェブサイトでは全文公開していくことになります。
	N	岐阜県のバックアップを受け、おらが町の「杉原ブランド」は 「世界の記憶」として更に輝きが増すことになるのでしょうか?
スタジオ	男性キャスター	手記の筆跡は不可解ですけども、杉原千畝の偉業はですね 全く揺るぎようもありません。 だからこそ千畝の息子さん伸生さんも、そして八百津町側も 納得出来る形での決着、これを期待したいものです。

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面及びヒアリングによると、双方の主張と答弁は以下のように要約できる。

申 立 人

■(1)本件放送は、申立人杉原まどか及び 申立人平岡洋が本件各手記を偽造した 事実を摘示している。

- ■(2)本件放送は、申立人杉原まどか、申立人平岡洋及び申立人「杉原千畝命のビザ」が偽造文書である本件各手記を真正なものとしてユネスコに対して提出したという事実を摘示している。
- ■(3)本件放送は、申立人「杉原千畝命の ビザ」及び申立人杉原千弘が偽造文書で ある本件各手記を保管し、真正なもので あると主張しているという事実を摘示 している。
- ■上記(1)及び(2)の事実は犯罪であり(刑法 159条1項、161条)、杉原まどか、 平岡洋、「杉原千畝命のビザ」の社会的 評価を低下させる。

なお、仮に本件各手記が「事実証明に関する文書」(刑法 159 条 1 項) に当たらないとしても、ユネスコに申請するような重要な文書の作成名義を冒用することは、社会通念上強い非難に値し、社会的評価を低下させる。

- ■上記(3)の事実は犯罪ではないが、ユネスコに提出するような重要なものとして偽造文書を保管していること自体、社会通念上非難に値し、「杉原千畝命のビザ」及び杉原千弘の社会的評価を低下させる。
- ■被申立人は、本件放送(3)において「ユネスコに申請中の改ざんの可能性の高い『八百津町生まれ』の文字が書かれた千畝の手記」と、本件放送(5)において「登録した後に『この書類は偽物』とか、『偽造・改ざんされている』とか言われたら、これは日本の恥になります。」と、本件放送(6)において「四男の杉原伸生

被申立人(CBCテレビ)

- ■杉原千畝の各手記が、偽造文書である旨の 放送を行っていない。
- ■ましてや、申立人(杉原まどか氏及び平岡 洋氏)が各手記を偽造したという放送も行っていない。
- ■よって、摘示事実の(2)と(3)に記述 された申立人の主張も、当てはまらないも のと考える。
- ■一連の報道は、手記の下書きの記載に疑義 (「改ざん」の可能性)があることを前提 に、その再検証の必要性及び八百津町の姿 勢への疑問を訴えたもの。そして、一連の 報道において、手記の下書きの記載に疑義 (「改ざん」の可能性)があることについては指摘しているが、本件各手記が偽造文 書であると断言したことはないし、「手記 の下書きの出生地書き換えや本件各手記 の記載は、誰が、いつ、どのようにして行ったのか」という問題については何ら言及 していない。
- ■したがって本件放送は、本件各手記が偽造であるという事実や、申立人らが本件各手記を偽造したという事実を摘示したものではなく、本件放送において申立人らの社会的信用が低下したことはないと考える。
- ■申立人らは、一連の報道の中にある「偽造」、「改ざん」といった文言を切り取って 指摘しているが、申立書の「4.番組の問題部分」で申立人が指摘している部分の中にすら、「偽造」、「改ざん」などの文言は わずかに存在するのみに過ぎない。
- ■「登録した後に『この書類は偽物』とか、

28

名誉毀損の摘示事

実

本件各手記は真正か

さんがですね、岸田外務大臣にお会いしました。そこで千畝の出生地の問題や改ざんされた手記の問題について直接伝えたということです」と、それぞれ述べており、「偽造」、「改ざん」という言葉を使用している。

本件各手記の成立の真正には言及していないという被申立人の主張は、誤っている。

- ■本件放送(2)で鑑定事務所の事務所入口のプレートをわざわざズームアップして「裁判所・検察庁・警察署(民事・刑事対応鑑定書)」という記載の映像を流し、権威があるかのように一般視聴者に対して印象付けたり、「驚くべきことが千畝の手記から見えてきます」というナレーションの直前に、わざわざ、「カチレーションの直前に、わざわざ、「カチーン」という印象的な効果音を挿入し、一般視聴者の興味を引く工夫をしたりした。
- ■本件放送(9)で男性キャスターの表情は、隣に座っている男性が事務的な表情であるのと対比すると、「ま、八百津町もであると対比するとには、額に皺を寄せ、のでする際にはがら、「まで頭部をかすかに傾けたり、「まずははないの声を」と述べる際にもが、「まずはないの方に、「などでは、頭部を、やや下に傾けたり、「もないるのでは、のでは、の手をしてがいるのでは、ではが、できるでは、できなが、できると、本更に強調すると、本の映像等からすると、本件放送の事実を摘示していることは明らかだ。

『偽造・改ざんされている』と言われたら、これは日本の恥になります」は、千畝の四男・伸生氏が登録審査に対する気持ち、懸念を語ったインタビュー「(ユネスコ「世界の記憶」に) ちゃんと登録されればいいんですが、登録したあとにこの書類は偽物だとか、偽造されているとか、改ざんされているとか、合う日本の恥になりますから」を、抽出したものだ。上記、下線部分から、伸生氏が仮定の話として、偽造・改ざんが指摘された際の危惧を語っていることは、一般視聴者に理解してもらえるものと考える。

- ■一連の報道に関する視聴者からの意見や問い合わせは、2018年4月現在で24件寄せられているが、この中に、「申立人が各手記の偽造や改ざんをしたような印象を受けた」というもの、あるいはそのような印象に立った内容のものはなかった。
- ■鑑定事務所入り口のプレートの映像については、この画像が、筆跡鑑定を行った事務所の信頼性を裏付けるものであっても、その権威を殊更に印象づけるような、特殊な編集手法ではないと考えている。

■申立人は、男性キャスターの表情も「本件 放送が偽造の事実を摘示している」要素で あると主張するが、これは個人的な、限定 的な受け止め方だと考える。「額に皺を寄 せ、頭部をかすかに傾けながら云々」は、 千畝の子どもの声に耳を傾けない八百津 町ら当局の姿勢への疑問符だ。 放送倫理上の問題

- ■本件放送(1)において、「手記の原本については東京にあるNPO法人『杉原千畝命のビザ』がしっかり管理している」として、本件各手記の管理者が「杉原千畝命のビザ」であることを明らかにしたうえ、当時主たる事務所があった東のである。当時主たる事務所があった東のでである。」というナレーションを挿入し、「杉原千畝命のビザ」が実体のない怪しい団体との印象を一般の視聴者に与えた。
- ■取材時に偽造や改ざんの可能性を指摘 されたり質問を受けたりしたことは、一 切なかった。
- ■CBCの方には2時間半にわたって画像や管理状況を丁寧に説明し、納得して帰ったにもかかわらず、改ざんのような番組の最後に、「これは祖父が書いた大事なものだから、ユネスコに申請します」という私のコメントを一つだけ入れて対比するやり方が、それはないなと感じた。

■NPO「杉原千畝命のビザ」の所在地とされる場所(東京都新宿区三栄町)に、事務所が存在しないことは、2016年7月12日の時点では事実であり、当該NPOに取材し、「事務所は移転中」というコメントも放送で紹介している。事務所の移転登記は、同年7月28日になされたと、認識している。

- ■鑑定結果についての会話は、一切していない。
- ■「清書前の元原稿は誰が書いたものか」、「『八百津町の』という書き換えは誰の文字なのか」、「『49枚の手記』、『1枚の手記』 は誰が書いたものなのか」という点について、杉原まどか氏に聞いたところ、すべて祖父の千畝が書いたものだと言った。
- ■鑑定の結果から、可能性として考えられるのは、「下書き」を誰かが清書したのかもしれないということ、さらに、千畝が話したことを、第三者が口述筆記した可能性も否定できないということだった。しかしこの可能性の部分は、取材で詰め切れていないので、放送では鑑定で判明した事実のみを報じた。

放送局への要求

- ■①偽造の事実の真実性を立証する。 ②それができない場合は、「イッポウ」 内において、「本件放送において本件各 手記は偽造文書である旨を述べたが、そ れは誤りであり、本件各手記はいずれも 杉原千畝が書いた真正なものである。」 との趣旨の訂正を読み上げること。
- ■申立人らは偽造の事実の真実性を立証することを求めているが、偽造の事実を摘示していない以上、その必要はないと考える。
- ■「『本件放送において本件各手記は偽造文書である旨を述べたが、それは誤りであり、本件各手記はいずれも杉原千畝が書いた真正なものである。』との趣旨の訂正」を行う考えはない。

VI 申立ての経緯及び審理経過

年 月 日	主 な 内 容
2016年 7月12日	CBCテレビ『イッポウ』で、第1回特集を放送
8月 8日	第2回特集を放送
9月29日	第3回特集を放送
11月 4日	第4回特集を放送
2017年 1月23日	第5回特集を放送
2月 7日	第6回特集を放送
2月21日	独自中継を放送
2月22日	ショート企画を放送
3月31日	第7回特集を放送
6月16日	ショート企画を放送
6月26日	申立人がCBCテレビに苦情申立書を送付
7月 4日	CBCテレビが申立人に回答書を送付
9月15日	申立人が委員会に「申立書」を提出(14日付)
11月22日	双方が話し合い、CBCテレビが対応策を提案
2018年 1月15日	申立人がCBCテレビの提案を断る書面送付
1月30日	CBCテレビが委員会に「経緯と見解」等を提出
2月20日	第255回委員会、審理入りを決定
3月 6日	CBCテレビが委員会に「答弁書」を提出
3月20日	第256回委員会、審理
3月20日	申立人が委員会に「反論書」を提出
4月 5日	CBCテレビが委員会に「再答弁書」を提出
4月17日	第257回委員会、審理
5月 9日	起草委員による論点・ヒアリング質問項目検討
5月15日	第258回委員会、審理
6月19日	第259回委員会、ヒアリング及び審理
7月 5日	第1回起草委員会
7月17日	第260回委員会、審理
9月 4日	第2回起草委員会
9月18日	第261回委員会、審理
10月10日	第3回起草委員会

2018年10月16日	第262回委員会、「委員会決定」案を了承
11月 7日	「委員会決定」を通知、公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO] 放送と人権等権利に関する委員会(放送人権委員会)

委 員 長 奥 武 則 委員長代行 市川正司 委員長代行 曽我部 真 裕 委 雅子 員 紙 谷 委 員 城戸 真亜子 員 白波瀬 委 佐和子 委 二関 辰 郎 員 廣 智 子 委 員 田 委 員 水 野 剛也